

お知らせ

【保険税・保険料の納付証明書】

令和2年1月～12月の間に納付された国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付証明書を1月中旬ごろに郵送します。

この納付証明書は、確定申告などで社会保険料控除を受けるための証明として添付するものです。大切に保管してください。

なお、年末調整などで早めに必要な人は、健康保険課までお越しください。

※顔写真のある身分証明書が必要ですよ。

◇問合せ先

健康保険課賦課徴収係
☎52・5809

【社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行】

令和2年1月1日～令和2年12月31日の間に納付した国民年金保険料は、所得税・住民税の社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、国民年金保険料の納付を証明する書類が必要です。

このため、1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した人には、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、10月1日～12月31日の間に今年はじめて納付した人は、令和3年2月上旬に送付される予定です。この証明書（または領収証書）を年末調整または確定申告の際に必ず添付してください。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した人の社会保険料控除に加えることができます。また、控除証明書を紛失した場合は再発行できます。

◇問合せ先 徳山年金事務所
☎0834・31・2152

【ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業】

県では、ひとり親家庭の母または父が、経済的自立に効果的な資格取得のため養成機関で修業する場合、生活の負担軽減を図り、資格取得を支援します。

■対象者

- ・ひとり親家庭の母または父で次の全ての要件を満たす人
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準の人
- ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- ・就業または育児と修業の両立が困難と認められる人

■対象資格

看護師、准看護師、保健師、助産師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、理容師、美容師など

■支給内容

◇高等職業訓練促進給付金（対象資格および修業期間による）

- ・町民税非課税世帯の人
月額10万円（最終12か月は月額14万円）
- ・町民税課税世帯の人
月額7万5000円（最終12か月は月額11万5000円）

◇訓練修了支援給付金

- ・町民税非課税世帯の人
5万円
- ・町民税課税世帯の人
2万5000円

■申請方法 修業を始める前に事前相談および申請が必要

■問合せ先

- ・町民福祉課児童係
☎52・5810
- ・柳井健康福祉センター保健福祉・総務室
☎22・3777

【ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業】

県では、就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母または父に対し、受講料の一部を交付する支援を行っています。

◇対象者

ひとり親家庭の母または父で、次の全ての要件を満たす人

- ・児童扶養手当の受給者または同様の所得水準の人
- ・就職するために雇用保険制度の一般教育訓練給付金などの指定教育訓練講座を受けることが必要な人

◇支給額

- ・受講経費の60%（修学年数に20万円を乗じた額を超えるときは修学年数に20万円を乗じて得た額（上限80万円））
- ・雇用保険制度の一般教育訓練

以下は広告スペースです。「広報たふせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築工事・リフォーム工事・ハウスクリーニング
合併浄化槽工事・下水道工事・水道工事

水廻りのトラブル、漏水調査、床修理補修など小さな事でもお任せ下さい。



有限会社

大三也

TEL (0820) 52-3169

田布施町
麻郷588-15

E-mail: oomiyasetsubi2@ymail.plala.or.jp

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております



オートプラザ

(株)大島商会

〒742-1514

熊毛郡田布施町別府国道沿

TEL. (0820) 55-5011

FAX. (0820) 55-5085 http://www.ap-oshima.com

給付金などの支給を受けた人は、その差額

◇申請方法

教育訓練を受講する前に相談し、講座の指定を受けることが必要

◇問合せ先

・町民福祉課児童係

☎ 52・5810

・柳井健康福祉センター保健福祉・総務室

☎ 22・3777

【母子・父子・寡婦福祉資金 貸付制度】

県では、母子家庭の母・父子家庭の父（20歳未満の児童を扶養している人）、寡婦（配偶者のない女性であって、かつて配偶者のない女性として児童を扶養していた人）に対して、お子さんの高等学校への入学、修学や就職に必要な経費に対して、無利子で貸付を行っています。

◇主な貸付資金

・就学支度資金

（高等学校、大学、専門学校などの入学金、制服代など）

・修学資金

（高等学校、大学、専門学校

などで修学するための授業料、交通費など）

・修業資金（特別）自動車運転免許取得費用

・就職支度資金 就職に必要な被服費など

※貸付にあたっては、申請者および保証人などとの面談が必要です。

◇申請方法および期限

資金を必要とする日から、概ね1か月半前までには申請する

◇問合せ先

・町民福祉課児童係

☎ 52・5810

・柳井健康福祉センター保健福祉・総務室

☎ 22・3777

【頑張る県民活動団体 応援補助金】

山口県は、『新しい生活様式』に対応した社会貢献活動などに取り組み県民活動団体を支援すること、団体の活動基盤強化と、アフターコロナにおける県民活動の促進を図るために補助事業を実施しています。

助成対象事業や補助内容、補助対象経費など、詳細は町ホームページにてご案内しています。

◇対象団体

・県内の特定非営利活動法人
・県民活動団体
（任意団体・ボランティアグループなど）

◇募集期限 12月2日（水）

◇提出・問合せ先

経済課地域振興係
☎ 52・5805

【悪質な『排水管の高圧洗浄』の事業者にご注意を】

広い範囲で「このあたりの地域でいっせいに洗浄をやってます。」「いまだに特別価格です。」などのチラシを配る、排水管の高圧洗浄や上下水の点検商法の悪質事業者の被害が、全国的に発生しています。最初の点検や洗浄が無料もしくは数千円程度なので、安いと思って依頼すると、そのあと「このまま放っておくと大変なことになる。」などと言われ、数十万円の工事契約を結ばされることが多いようです。

もしも、うっかり高額な契約を結んだときは、できるだけ早く柳井地区広域消費生活センターにご相談ください。

◇相談先

① 柳井地区広域消費生活センター（柳井市役所3階商工観光課内）
☎ 22・2125
FAX 23・7474

・相談受付（平日）

午前8時30分～午後5時

② 経済課地域振興係

☎ 52・5805

【人権週間】

12月4日（金）～10日（木）は『第72回人権週間』です。

人権擁護委員会による『特設人権相談所』を開設します。

◇日時 12月21日（月）

午前10時～午後3時

◇場所 中央公民館和室

◇相談内容

人権、法律、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配ごと

◇問合せ先

山口地方法務局周南支局
☎ 0834・28・0244

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム



塩谷建築

☎ 55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL http://shiotanikentiku.ec-net.jp/

ケアマネでーす！

本町・居宅介護支援事業所

本町・行政書士事務所

任意後見、成年後見、
遺言・相続・死後事務委任・
尊厳死公正証書の相談

☎ 52-3193 下田布施618



【ハートピア共済制度】

県内の中小企業で働く従業員の皆さまのための共済制度です。

交通事故・労働災害・病気やけがによる死亡、障がい、入院の給付金、住宅災害給付金や結婚、出産、銀婚、小・中・高校入学などのお祝金があります。

さらに、全国宿泊施設利用料助成、人間ドック・脳ドック受診料助成、国家資格試験など受験料助成や協定している施設の利用割引もあります。

◆特典 事業所が従業員のために共済掛金を負担した場合は、損金または必要経費として算入可能

◆加入条件

・県内の中小企業の勤労者で、契約発行日の前日に健康な人
・年齢は、満15歳～満71歳未満
・（子どもは0歳～満25歳未満）
・1か月の掛金（1人分）は、1型450円、4型2000円
高年齢者型450円、ファミリー型500円

◆問合せ先 田布施町共済会

（経済課内）

☎52・5805

【シルバー人材センター 会員入会説明会】

60歳以上の元氣な仲間を求めています。

シルバー人材センターの会員になってみませんか？まずは入会説明会にお越しください。

※申し込みは不要です。

◆説明会開催日

11月18日（水）・12月16日（水）
令和3年1月20日（水）・2月17日（水）・3月17日（水）

◆時間 午後1時半～午後3時

◆会場 柳井市総合福祉センター3階研修室

※筆記用具を持参してください。

◆問合せ先 （公社）柳井広域シルバー人材センター

☎23・5959

FAX 23・6116

【やないファミリー・サポート・センター交流会】

◆日時 12月2日（水）

午前10時～午前11時45分

◆場所 柳井市総合福祉センター4階（大ホール）

◆内容

①子どもの事故予防について知

ろう
・講師 柳井市保健センター保健師

②ヨガを楽しみながら、気持ちと体をほぐしましょう

・講師 ヨガイストラクター 西村典恵氏

◆定員 20人

（先着順・子ども同伴可）

◆参加費 200円（お茶代）

◆持参物 ヨガマット（お持ちの人）、またはバスタオル

◆申込方法 電話で申し込み

◆申込期限 11月25日（水）

◆問合せ先 やないファミリー・サポート・センター

☎23・0668

【児童虐待防止推進月間】

11月は『児童虐待防止推進月間』です。

・虐待を受けたと思われる子どもがいたら

・ご自身が出産や子育てに悩んだら

・子育てに悩む親がいたら
あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。児童虐待かもと思つたらすぐに相談してください。なお、連絡者や

連絡内容に関する秘密は守られます。

◆相談先 児童相談所全国共通3桁ダイヤル

☎189（いちばやく）

※通話料がかかります。
※地域の児童相談所につながります。

【NHK海外たすけあい】

日本赤十字社では、本年も12月25日（金）まで、海外の紛争や災害に苦しむ人々の生命と健康を守るための『NHK海外たすけあい』を実施します。

お寄せいただいた寄付金は、世界各地で多発する武力紛争・自然災害などによる犠牲者支援および防災活動、開発途上国の医療・保健・衛生分野への支援活動に役立てられます。皆さまのご協力をお願いします。

◆寄付金受付窓口

ゆうちょ銀行、山口銀行、農業協同組合（JA）、漁業協同組合（JF）、NHK山口放送局、日本赤十字社（支部、病院、血液センター）

◆問合せ先 日本赤十字社山口県支部

☎083・922・0102

相談

【新型コロナウイルス感染症に関する無料福祉相談】

社会福祉士が生活の困りごと、悩み、不安などじっくりとお話を伺うことで、今後の生活について一緒に考え、必要に応じて制度や自治体の相談窓口などを紹介します。福祉専門職からの相談にも応じます。

◆対象者 県民、福祉専門職など誰でも相談可能

◆日時

11月28日（土）・12月1日（火）・12日（土）・15日（火）・27日（日）

※令和3年の相談の日程はホームページを確認してください。

週1回 午後1時～午後3時

◆相談方法 電話

◆相談・問合せ先 一般社団法人山口県社会福祉士会

☎080・1915・4876

講習・講座

【歳末チャリティー押し花講座】

◆日時 12月12日（土）

午前10時～正午

- ◇場所 高齢者いきいき館
- ◇内容 干支飾り(うし)の作成
- ◇講師 麻郷押し花クラブ
- ◇参加費 700円
- ◇定員 10人(申込順)
- ◇申込締切 12月9日(水)
- ◇申し込み・問合せ先 田布施町社会福祉協議会
☎ 53・1103

募集

〔放送大学入学生募集のお知らせ〕

放送大学では、4月入学生を募集しています。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から選ぶことができます。

全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。資料を無料で差し上げていますので、お気軽にご請求ください。

◇出願期限

・第1回 令和3年2月28日(日)
・第2回 令和3年3月16日(火)

◇問合せ先 放送大学山口学習センター

☎ 083・928・2501

ふるさとたぶせ便

がんばる学生応援事業(拡充)の募集

田布施町出身の学生を応援するため、町内産のお米をはじめとする町内産品などを詰め合わせた『ふるさとたぶせ便』をお届けします。

◇対象者

町内に実家があり、令和2年9月1日時点で町外に居住している学生

※詳細および応募方法は町ホームページより確認してください。

◇問合せ先 経済課農林振興係

☎ 52-5805

町ホームページ(ふるさとたぶせ便)のQRコード→



令和2年産

田布施いちじくわいんの新酒販売を開始

☎ 経済課農林振興係 ☎ 52-5805

田布施町の特産品『田布施いちじくわいん』の令和2年産の新酒ができあがりました。

このワインは『JA 山口県田布施イチジク部会』が、生産したいちじくを原料に製造しています。いちじくを使用したワインを通して町おこしや、より多くの人に田布施町を知ってもらいたいと考え、毎年取り組んでいます。

今年度は11月6日(金)から町内や近隣酒販店などに一斉に販売されていますので、ぜひ買い求めください。



人口と世帯

(10月1日現在)



…人口…

15,017人

(増減 -32人)

…男…

7,184人

…女…

7,833人

…世帯…

7,034世帯

今月の納期限

11月30日(月)

納期限内に納付しましょう

◇下水道受益者負担金 (3期)

◇国民健康保険税・介護保険料

後期高齢者医療保険料 (5期)

◇保育所保育料

児童クラブ保育料 11月分

◇町営住宅使用料・駐車場使用料

11月分

※やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人は、担当窓口にご相談ください。

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税

………税務課 ☎ 52-5804

国民健康保険税

後期高齢者医療保険料・介護保険料

………健康保険課 ☎ 52-5809

保育所保育料および児童クラブ保育料

………町民福祉課 ☎ 52-5810

町営住宅使用料および駐車場使用料

………建設課 ☎ 52-5807

下水道受益者負担金

………建設課 ☎ 52-5817